

地方自治体の条例等における規定について

第 5 条（宿泊拒否事由）

- 旅館業法第 5 条第 3 号に基づく条例上の宿泊拒否事由の規定状況は、以下のとおり（令和 3 年 7 月厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課調べ（※ 1））。

宿泊拒否事由	規定のある自治体数 （157保健所設置自治体 中）（※ 2）
① 泥酔、言動が著しく異常等で他の宿泊者に迷惑を及ぼす（おそれがある場合を含む）	1 4 6
② 身体、衣服等が著しく不潔で、衛生保持に支障又は他の宿泊客に迷惑を及ぼす（おそれがある場合を含む）	5 0
③ 旅館業法第 6 条違反（※ 3）	2 7
④（明らかに）支払能力がない	1 6
⑤（宿泊を拒む）正当な事由がある	1 3
⑥ その他（※ 4）	1 8

（※ 1）各自治体 H P での公表情報に基づく調査であり、実際の数値と異なる可能性がある。

（※ 2）宿泊拒否事由を定めていない自治体は、4 自治体。

（※ 3）「宿泊者名簿の記載事項について請求があっても告げない」、「氏名等を告げない」、「宿泊者名簿への記入を拒んだ」等

（※ 4）「挙動不審と認められる」、「異常な挙動又は言動がある」、「著しく迷惑を及ぼす言動をし、営業者の制止をきかない」、「会員制度の寮等であって会員以外の宿泊申込がある」、「宗教関係の宿泊施設であって信徒以外の宿泊申込がある」、「通常の間外に宿泊を申し込まれた」、「営業者が休業中」、「暴力団員である（と認められる）」、「宿泊に関し暴力的に要求行為が行われた」、「合理的な範囲を超える負担を求められた」、「合理性が認められる範囲内において、宿泊者の制限を行う」等

第6条（宿泊者名簿の記載事項）

- 宿泊者名簿の記載事項のうち「都道府県知事（保健所設置市長、特別区長）が必要と認める事項」（旅館業法施行規則第4条の2第3項第2号）の規定状況は、以下のとおり（令和3年7月厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課調べ（※1））。

記載事項（※2、3）	規定のある自治体数 （157保健所設置自治体中） （※4）
①年齢（生年月日）	97
②性別	58
③電話番号（連絡先）	10
④前泊地（旅館名等）	63
⑤行先地	70
⑥到着日（時）	107
⑦出発日（時）	107
⑧室名又は番号	67
⑨その他（※5）	16

- （※1）各自治体HPでの公表情報に基づく調査であり、実際の数値と異なる可能性がある。
- （※2）各自治体の旅館業法施行細則において規定されている。
また、施行細則の本則で定めている自治体と、施行細則の様式で定めている自治体がある。
宿泊者名簿の様式は、定めている自治体と定めていない自治体がある。
- （※3）「氏名」、「住所」又は「職業」を改めて規定している自治体もあるが、省略。
- （※4）「都道府県知事（保健所設置市町、特別区長）が必要と認める事項」を定めていない自治体は、49自治体。
- （※5）・「家族の連絡先」、「家族の住所及び氏名」（下宿等の場合）
・「団体の宿泊については、その引率者又は代表者が必要な事項及び総人数を記入することで足りる。」
・「その他市長が必要と認める事項」等

○旅館業法

第五条 営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

- 一 宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。
- 二 宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき。
- 三 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

(注) 本条に違反した場合には、罰則の対象となる(50万円以下の罰金)。

○「旅館業における衛生等管理要領」(平成12年12月15日厚生省生活衛生局長通知) <抜粋>

IV 宿泊拒否の制限

1 営業者は、次に掲げる場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

- (1) 宿泊しようとする者が宿泊を通じて人から人に感染し重篤な症状を引き起こすおそれのある感染症にかかっていると明らかに認められるとき。
- (2) 宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。具体的には、例えば、宿泊しようとする者が次に掲げる場合には該当しうるものと解釈される。
 - 1) 暴力団員等であるとき。
 - 2) 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - 3) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (3) 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

2 多様な消費者ニーズに応えられるよう、合理性が認められる範囲内において、例えば、大人向け等営業上の工夫として利用者の良識と任意の協力の下において実施される場合、宿泊拒否には当たらない。

3 宿泊者の性的指向、性自認等を理由に宿泊を拒否(宿泊施設におけるダブルベッドの予約制限を含む。)することなく、適切に配慮すること。

(参考) 現行規定等 (続き)

○旅館業法

第六条 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより旅館業の施設その他の厚生労働省令で定める場所に宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、都道府県知事の要求があつたときは、これを提出しなければならない。

2 宿泊者は、営業者から請求があつたときは、前項に規定する事項を告げなければならない。

(注) 本条に違反した場合には、罰則の対象となる(第1項違反:50万円以下の罰金、第2項に違反して第1項の事実を偽って告げた者:拘留又は科料)。

○旅館業法施行規則

第四条の二 法第六条第一項の宿泊者名簿(以下「宿泊者名簿」という。)は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。

2 法第六条第一項の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 旅館業の施設
- 二 営業者の事務所

3 法第六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、宿泊者の氏名、住所及び職業のほか、次に掲げる事項とする。

- 一 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号
- 二 その他都道府県知事が必要と認める事項

○「旅館業における衛生等管理要領」(平成12年12月15日厚生省生活衛生局長通知) 〈抜粋〉

V 宿泊者名簿

宿泊者名簿は、次に掲げるところより措置すること。

- 1 営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項の記載を行うこと。ただし、団体で宿泊するとき、代表者又は引率責任者において、当該団体の構成員の氏名、住所、職業等が確実に把握されている場合においては、当該代表者等に係る必要事項のほか、当該団体の名称、宿泊者の男女別人数等その構成を明らかにするための必要な事項が記載されれば、この限りでないこと。
- 2 宿泊者名簿を作成し、これを3年保存すること。
- 3 宿泊者名簿は、以下のいずれかの場所に備えることとする。こと。
 - 1) 営業を行う施設
 - 2) 営業者の事務所
- 4 宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、本人確認を行うこと。具体的には、対面又は対面と同等の手段として以下のいずれの要件にも該当するICTを活用した方法等により行うこと。
 - 1) 宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること。
 - 2) 当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。当該方法の例としては、施設等に備え付けたテレビ電話やタブレット端末等による方法が考えられる。
- 5 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること。なお、旅券の写しの保存により、当該宿泊者に対する宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の欄への記載を代替しても差し支えないこと。
- 6 営業者の求めにもかかわらず、当該宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合は、当該措置が国の指導によるものであることを説明して呈示を求め、更に拒否する場合には、当該宿泊者は旅券不携帯の可能性のあるものとして、最寄りの警察署に連絡する等適切な対応を行うこと。
- 7 警察官からその職務上宿泊者名簿の閲覧請求があった場合には、捜査関係事項照会書の交付の有無にかかわらず、当該職務の目的に必要な範囲で協力すること。なお、この場合には、捜査関係事項照会書の交付がないときであっても、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第23条第1項第4号の場合に該当し、本人の同意を得る必要はない。